

平成 14 年 11 月 6 日

私的録音補償金の見直しについて

専門委員 菅原 瑞夫
専門委員 生野 秀年
専門委員 増山 周

1 著作者等の利益を不当に害する録音の増加

著作者等の利益を不当に害する録音の増加については、次のような報告がなされている。

- (1) 本年 9 月 5 日開催された本小委員会において、中古 CD 問題の特性とともに CD-R/RW による音楽コピーの問題が報告されたところであるが、この報告によれば、音楽のコピーに用いられる CD-R/RW は、本年度 2 億 3,600 万枚（音楽録音専用 CD-R/RW 2.500 万枚を含む。）と推定され、国内で一般に流通する生 CD-R/RW の年間需要予測総数 4 億 9,200 万枚の 48%にあたるものである。そして、この数は私的録音補償金対象の媒体である MD の本年度需要予測 1 億 8,000 万枚に較べてもこれを大きく上回るものとなっている。
- (2) 一方、社団法人私的録音補償金管理協会（SARAH）が昨年度行なった私的録音の実態調査において、家庭内でパソコンを所有する者のうち 46.9%が CD-R/RW ドライブが内蔵または接続利用できるようになっており、そのうち 38.2%が音楽を録音した CD-R/RW を所有していることが報告されている。
- (3) また、CD-R/RW ドライブ利用者のうち音楽録音専用 CD-R/RW を購入したことがある人は、CD-R/RW ドライブ利用者の 15.6%に留まっていることが報告されているが、この差異は、一般のデータ用 CD-R/RW を音楽録音に利用している実態を明らかにしているものといえる。
- (4) さらに同報告書では、音楽録音した CD-R/RW の保有枚数は音楽録音専用 CD-R/RW の利用の有無にかかわらず、録音利用者あたりの平均は 16 枚程度であり、100 枚を超える保有者もいること、パソコン利用者の 20.2%が音楽のダウンロードを行ない、そのうちの 38.5%が CD-R/RW ドライ

ブから音楽 CD を作成することなどが報告されている。

以上の各報告は、技術の進歩にともない消費者の音楽録音の方法などに大きな変化が起こっていることを示しているものであるが、デジタル技術によるパーフェクトクローンが蔓延することやデジタルライブラリーが容易にできることは、そもそも、WIPO 著作権条約第 10 条、WIPO 実演・レコード条約第 16 条(2)項やそれらを踏まえた著作権法第 30 条で想定した私的複製の範囲には許容されないものと考えられ、この著作者等の利益を不当に害するといえる録音行為の急激な増加への対応が早急に求められるところである。

2 補償金制度制定時からの状況の変化

現行の私的録音補償金制度は長年の議論を経て平成 4 年に制定されたが、既に制定から 10 年が経過し、機器・媒体とも制度制定時から大きくその様相が変わってきている。

制定当時の録音機器は基本的にテープレコーダーであり、デジタル録音方式として補償金の議論がされたのは DAT (デジタル・オーディオ・テープ) と DCC (デジタル・コンパクト・カセットレコーダー) であり、MD (ミニ・ディスク) は新たな方式として話題となった程度であった。

また、家庭でのパソコン普及率も 12.2% (平成 4 年・経済企画庁調査) で、検討の視野には入っていなかったといえる。

その後、パソコンの飛躍的な機能アップや低価格化、特に、平成 9 年ごろのインターネットの本格的な開始を受け、家庭でのパソコン保有も加速的に増加し、平成 13 年には世帯あたりのパソコン保有率は 58.0%、インターネット利用率も 60.5% (総務省情報通信政策局「通信利用動向調査」) となっている。

さらに、パソコン機能の充実にともない、CD-R/RW ドライブの搭載が標準化され、最近のパソコン人気機種では 20 機種中 19 機種に搭載され、15 機種は CD コピー機能を特色としてセールス・トークにしている状況である。

(9 月 5 日本小委員会資料)

このような技術の進歩は、国民生活をより豊かにすることに寄与するものであるが、反面そのことによって、法律で想定されていなかった広範囲で大量の著作物が複製され、著作者等の正当な利益を害する実態を生じている。

従って、速やかにこうした実態を踏まえて私的複製の範囲を厳格に解釈し、その中で必要な補償のあり方を検討し、社会の急激な動きから決定的な遅れを取らない対策を講ずることが必要と考える。

3 コピーコントロール技術との関連

本年、コピーコントロール CD (CCCD) が市販されたが、このようなコピーコントロール技術と補償金制度の関係についての議論があるところである。

しかしながら、補償金制度の導入にあたって設置された著作権審議会第 10 小委員会並びにワーキンググループで議論され、とりまとめられたとおり、技術的制限と補償金制度は関連づけて検討する必要があるがあっても、基本的には別々の問題であるといえる。

すなわち、私的録音の録音源は多様であり、ますます拡大する各種放送やインターネットからのダウンロードなどもあって、市販 CD に限られているわけではない。

さらに、現状では CCCD は導入直後であり新譜の一部にコントロール技術が付与されているにすぎない。 これまでにリリースされている 10 万 9,000 タイトル (平成 13 年末) を超える CD カタログのほとんどはコピーコントロールができない。

なお、CCCD であってもアナログのラインを通じてデジタル機器・媒体への録音をすることは技術的に可能である。

いずれにしても、CCCD の導入は、これらデジタル機器・媒体を対象とした制度に影響を与えるものではない。

ただし、実態に応じた補償金制度を考えるときに、将来、コピーコントロール技術が付与された CD などセキュアなメディアが主流となり、そのことによって私的録音の実態に変動がある場合には、補償金のあり方についてその実態に基づいた見直しの検討はすべきであるといえる。

4 まとめ—私的録音補償金の見直しの必要性

日本に私的録音補償金制度が導入されて 10 年が経過したが、この間の技術的な進歩や社会情勢の変化により、制度導入当時では想定できなかった膨大な